

板橋区猫捕獲器貸出要綱

(令和8年2月6日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、区が保有する猫の捕獲器（以下「捕獲器」という。）の貸出にかかる必要な事項を定めることにより、飼い主のいない猫の増加による区民の生活環境への被害を防止し、もって人と動物が調和した共生社会を実現することを目的とする。

(対象者)

第2条 捕獲器の借受けができる者（以下「貸出対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 区内に住所を有する個人
- (2) 区内に主たる事務所を有する法人
- (3) 区内に所在する団体

(貸出)

第3条 区長は、去勢手術又は不妊手術を受けさせることを目的として飼い主のいない猫の捕獲を希望する貸出対象者に対し、捕獲器を貸し出すものとする。

(貸出手続)

第4条 捕獲器を借受けようとする貸出対象者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる貸出条件に同意したうえで、猫捕獲器借用申請書（別記第1号様式）により捕獲器の借受けを区長に申請するものとする。

- (1) 申請者がその責に帰すべき理由によって捕獲器を紛失又は毀損したときは、区長が特別の事情があると認めた場合を除き、その損害を賠償すること。
- (2) 捕獲器を使用したことにより申請者が被った被害及び申請者が第三者に与えた損害は、当該申請者がその責を負い、区は一切の責任を負わないこと。
- (3) 申請者が捕獲器の借受けから返却までに要した一切の費用は、申請者が負担すること。

2 捕獲器は、板橋区保健所の開庁時間内に申請者又はその代理人が来所した場合に貸出すものとする。

3 区長は、申請者が個人である場合は本人であることを確認できる書類の写しの提出を求めるものとし、法人及び団体である場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地が確認できる書類の写しの提出を求めるものとする。

4 区長は、代理人が申請者からの委任を受けて申請書を提出する場合においては、当該代理人が本人であることを確認できる書類の写しの提出を求めるほか、委任状の提出を求めるものとする。

5 区長は、第1項の規定による申請が適当であると認めるときは、当該申請者に猫捕獲器利用承認書（別記第2号様式）を交付のうえ捕獲器を貸し出すものとする。

とする。

6 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、捕獲器を貸し出さないものとする。

- (1) 申請者が第1項各号に掲げる貸出条件に同意しないとき。
- (2) 申請者が過去にその責に帰すべき理由により捕獲器を紛失した事実があるとき。
- (3) 申請者が過去にその責に帰すべき理由により捕獲器を毀損し、かつそのことについて区に申告しなかった事実があるとき。
- (4) 申請者が過去に第9条に規定する事項に違反し、又は第10条に規定する事項に該当した事実があるとき。
- (5) その他区長が適当でないとき。

(使用料)

第5条 前条第5項の規定により捕獲器を借り受けた者(第7条第2項の規定により捕獲器を貸し出す期間(以下「貸出期間」という。))の延長を行った者を含む。以下「借受者」という。)にかかる捕獲器の使用料は、無償とする。

(数量)

第6条 借受者が借り受けることができる捕獲器の数量は、1回につき1台とする。ただし、2台を超える借受けを必要とする特別な事情があると区長が認める場合はこの限りでない。

(貸出期間)

第7条 捕獲器の貸出期間は、貸出日から起算して7日以内とする。この場合において、貸出期間の末日が休日(東京都板橋区の休日を定める条例(平成元年板橋区条例第1号)第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。)に該当するときは、その直後の休日にあたらぬ日を貸出期間の末日とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、借受者の申請により貸出期間を延長することができる。この場合において、貸出期間の延長は1回につき7日を上限とし、4回を超えない範囲とする。

(返却手続)

第8条 捕獲器は、板橋区保健所の開庁時間内に申請者又はその代理人が来所して返却するものとする。

(使用時の遵守事項)

第9条 借受者は、捕獲器の使用に際し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 東京都動物の愛護及び管理に関する条例及び関連する法令等を遵守すること。
- (2) 捕獲器は板橋区内のみで使用すること。
- (3) 猫の捕獲以外の用途に捕獲器を使用しないこと。
- (4) 捕獲器を設置する期間及び趣旨を知らせるため、事前に設置場所の周辺に居住する住民等に周知を行うこと。
- (5) 他人の敷地に捕獲器を設置する場合は事前に敷地所有者又は管理人の許可を得ること。
- (6) 捕獲器を設置した場合は引き続きその設置を終えるまでの間捕獲器の状態を確認できる場所で待機し、捕獲器の盗難、毀損その他の事故が生じ

ることのないよう細心の注意を払うこと。

(7) 捕獲器内に設置した餌が周辺に散乱した場合はすみやかに清掃し、周辺の生活環境が損なわれないようにすること。

(8) 捕獲器は、貸出期間が満了するまでに消毒及び清掃し、乾燥させた状態で区に返却すること。

(9) 雨天、強風その他気象状況が悪い場合は捕獲器を設置しないこと。

(10) 捕獲器を第三者に譲渡及び貸与しないこと。

(取消し等)

第10条 区長は、借受者が次の各号のいずれかに該当する事実を確認したときは、捕獲器の貸出しを取り消し、返還を命じるものとする。この場合において、当該借受者に対する捕獲器の貸出しは以後行わないものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により捕獲器を借り受けたとき。

(2) 前条に規定する遵守事項に反した使用があったとき。

(3) その他区長が適当でないと認めるとき。

(損害賠償等)

第11条 第4条第1項第1号の規定による賠償の方法及び額は、区長が決定するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項及び定めのない事項については、保健所長が定める。

付 則

1 この要綱は、令和8年2月6日から施行する。

猫捕獲器借用申請書

年 月 日

（宛先）板橋区長

住 所
氏 名
（自 署）
電話番号

（法人、団体にあたっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

飼い主のいない猫の去勢手術・不妊手術を目的として猫を捕獲するために捕獲器を使用するので、以下のとおり借用申請をします。

1 貸出条件・遵守事項 使用する本人が内容を確認し、同意の上、□内にチェックをお願いします。

貸出条件	申請者がその責に帰すべき理由によって捕獲器を紛失又は毀損したときは、区長が特別の事情があると認めた場合を除き、その損害を賠償します。	□
	捕獲器を使用したことにより申請者が被った被害及び申請者が第三者に与えた損害は、申請者がその責を負い、区は一切の責任を負いません。	□
	申請者が捕獲器の借受から返却までに要した一切の費用は、申請者が負担します。	□
使用時の遵守事項	東京都動物の愛護及び管理に関する条例及び関連する法令等を遵守します。	□
	捕獲器は板橋区内のみで使用します。	□
	猫の捕獲以外の用途に捕獲器を使用しません。	□
	捕獲器を設置する期間及び趣旨を知らせるため、事前に設置場所の周辺に居住する住民等に周知を行います。	□
	他人の敷地に捕獲器を設置する場合は事前に敷地所有者又は管理人の許可を得ます。	□
	捕獲器を設置した場合は引き続きその設置を終えるまでの間捕獲器の状態を確認できる場所で待機し、捕獲器の盗難、毀損その他の事故が生じることのないよう細心の注意を払います。	□
	捕獲器内に設置した餌が周辺に散乱した場合はすみやかに清掃し、周辺的生活環境が損なわれないようにします。	□
	捕獲器は、貸出期間が満了するまでに消毒及び清掃し、乾燥させた状態で区に返却します。	□
	雨天、強風その他気象状況が悪い場合は捕獲器を設置しません。	□
	捕獲器を第三者に譲渡及び貸与しません。	□
	上記貸出条件に同意し、使用時の遵守事項を遵守します。また、偽りその他不正な手段による捕獲器の借受け及び使用時の遵守事項に反した使用が確認された場合は、ただちに捕獲器の貸出しの取消し・返却に応じます。また、今後の捕獲器の借用は行いません。	□

※捕獲した猫を遺棄することは法律で禁止されています（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）。

※猫をみだりに傷つける行為は法律で禁止されています（5年以下の懲役又は500万円以下の罰金）。

2 捕獲器の設置場所

住 所	東京都板橋区
方 書	-

3 貸出捕獲器台数 _____ 台

4 借用期間（1回あたり7日以内とする。）

_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

※借用期間の延長を希望する場合は、事前連絡をして可否の確認をすること。

※借用期間の延長は1回につき7日を上限とし、4回を超えない範囲とする。

板橋区記入欄
捕獲機No.

年 月 日

猫捕獲器利用承認書

様

板 橋 区 長

年 月 日付で申請のありました上記の件について、下記のとおり承認します。

利用目的	飼い主のいない猫の去勢・不妊手術のため
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
捕獲器No.	

使用時の遵守事項（下記の事項を遵守のうえご使用ください）

・東京都動物の愛護及び管理に関する条例及び関連する法令等を遵守します。
・捕獲器は板橋区内のみで使用します。
・猫の捕獲以外の用途に捕獲器を使用しません。
・捕獲器を設置する期間及び趣旨を知らせるため、事前に設置場所の周辺に居住する住民等に周知を行います。
・他人の敷地に捕獲器を設置する場合は事前に敷地所有者又は管理人の許可を得ます。
・捕獲器を設置した場合は引き続きその設置を終えるまでの間捕獲器の状態を確認できる場所で待機し、捕獲器の盗難、毀損その他の事故が生じることのないよう細心の注意を払います。
・捕獲器内に設置した餌が周辺に散乱した場合はすみやかに清掃し、周辺的生活環境が損なわれないようにします。
・捕獲器は、貸出期間が満了するまでに消毒及び清掃し、乾燥させた状態で区に返却します。
・雨天、や強風その他気象状況が悪い場合は捕獲器を設置しません。
・捕獲器を第三者に譲渡及び貸与しません。

【注意事項】

偽りその他不正な手段による捕獲器の借受けや、上記使用時の遵守事項に反した使用が確認された場合は、ただちに捕獲器の貸出しの取消し・返却を命じます。また、今後の捕獲器の貸し出しは行いませんのでご注意ください。